

- 日時：
平成17年6月17日(金)
午前10時～午前11時30分まで
- 場所：
大津合同庁舎 7A会議室
- 出席者：
[委員] 湊本委員・小寺委員・江南委員・川端委員・北村委員
見上委員・西尾委員・中田委員 8名
[県] 畑県民生活課長・梅村参事・石河消費生活センター所長・平等次長・
金澤課長補佐・水野主幹・湯木副主幹・中島主任主事

議題1

滋賀県における今後の消費者政策の在り方について(答申案) (事務局説明)

会長： 前回の議論に即して修正した部分が、資料2で示されている。これは、答申案の本文に反映してあるということである。その後寄せられた3点の意見については、資料2-1で示されているが、これは本文にはまだ反映されていないということである。

資料2-1については、言葉の問題のようなところが1点あって、これは意見のとおり、この方向で考えたらどうかという提案である。

コンプライアンス経営にかかる意見については、場所によっては法令遵守という意味を取り消したほうがいいところもあるということになるのか。自主行動基準と全て置き換えないほうがいいのではないかとこの考え方である。

とりあえず全体について、どこからでもけっこうなので、修正案に関するご意見を承ればと思う。

短く表現すると、けっこういろいろな多義的なものを包み隠してしまうところがあって、それにかかわって理解の仕方も多様であるから、それぞれの立場からご意見もいろいろあるのではないかと、なお一杯あるのではないかとすることは、一応想定をしているが、幅をやや広めに理解していただくと、このような表現でもいいのかと。このあたりで押さえていただければと思っている。

全体にかなりご意見があって、表現として充分であるかどうかというのは、それぞれ、今申し上げたように、受け取り方が違うところがあるかもしれないが、主旨としては、非常に簡単な受け止め方をして書かせていただいたということである。

再度出された意見についても、方向としては今言ったようなことで考えたらどうかということであるが、コンプライアンスの件を含めて、少しいねいに見直すことが、今度は必要かと思っている。

ただ、あらためて審議会を再度開いて、これを議論いただくということも、今はもう必要ではないのではないかと考えているので、一応この線でご確認いただいたということを前提にして、あと文言の修正、それから先ほどの資料2-1にかかる文言については、たいへん僭越ではあるけれども、会長にご一任をいただければありがたいと思っている。こうさせていただいてよろしいか。

(異議なし)

会長： それでは、意見ををお願いします。

委員： 自主行動基準という場合は、知事に届け出る必要があるのか。

会長： 基準だから届け出という話ではなくて、コンプライアンスということが言われる意味は、企業体、コーポレート、いわゆるコーポレートガバナンスの問題として、ある団体が行動するときに、私的団体だから好き勝手に行動していいということではない。自分たちが行動するそのときに、「法令遵守」ということを特に意識して動きなさいよと、こういう考え方の話になる。

そのうえで「自主行動基準を」というときには、法令遵守をするという意味の抽象的な目的として掲げるとか、内部のスローガンにするとかというだけではなくて、その法令遵守にかかる部分が、実際にそう出来ていると、自分たちでつくりなさいよと、これが自主行動基準の部分になる。

それはあくまでも民間団体側の基準であって、それ以上のものでも何でもないということである。だから、自主行動基準ということになれば、それを知事に届けるのだということは、実際にはぜんぜん想定していない。

委員： コンプライアンスの方が、企業は大変かと思ったのだが、そうでもないようである。

会長： コンプライアンスの方が企業は、とおっしゃる意味がちょっとよくわからないが、コンプライアンスというのは、基本的に企業の姿勢の問題である。姿勢だけではなくて、姿勢を示すために自分のところで、企業側でかたちに見える基準をつくりなさい、そこまでとなる。だから、それを行政に届けてもらうかどうかということは、想定していない。

コンプライアンスという言葉の意味はけっこう多義的で、前回もちょっと議論があったように、どこまでの範囲を押さえるのが正確なのか、私もよくわからないが、一番広い意味でいうと、法令遵守ということ。好き勝手にやっていいのではない。法令遵守で社会とのかかわりを考えて行動しなさいということ、第一段階では言っている。

その第一段階の考え方を、企業自らが具体的に示すための見え方というか、見えるものをつくりなさいと。これが自主行動基準だという話だと思う。

だから、自主行動基準と書いたほうがわかりやすい部分と、その前段階の法令遵守という姿勢を強調したほうがわかりやすい部分とが、この言葉のなかに混在しているのだろう。

委員： ちょっと使い方が違うということは、やはりそこに何かきちんとしたものがあるのかなと思って、自主行動基準のほうは、知事に、ある程度それを認めてもらうというふうな申請があるのかなと思ったが。

会長： おっしゃるとおり、コンプライアンスという言葉を書きおいたら全部わかるだろうというわけでもないところがある。だから、自主行動基準というよりは、法令遵守という主旨を強調したほうがいい部分があるので、それはていねいに書き分けたほうがいいだろうというのは、ご指摘のとおりである。

ただ、自主行動基準というのは、あくまでも自主的なものだということなので、そこをご理解いただければと思う。

それで、ここの訂正のところも、原案のままというふうに事務局の見解として書いてあるが、ちょっと私が会長の責任で見直しをさせていただいて、自主行動基準というふうに強調したほうがいいところであれば、委員の意見の主旨で代替するところがあるかと思っているので、ご一任いただければと思っている。

委員： 消費者行政の今後のあり方の、情報の共有化のところ、今回該当する項目が必要かどうかわからないけれども、現時点で架空請求であるとか、詐欺にかかるようなことについては、警察と、情報交換の場を持っている。そういうところが、ここ以下のなかにも実は見えていなくて、そういうことは、今後より必要になってくると思われるので、被害者救済で、法律関係の専門家と連携としたけれども、もしそのあたりも掘り下げることが可能であれば、検討願いたい。

会長： 警察、公安、いろいろ含んで、捜査、犯罪事実があるかどうかという、いわゆる捜査にかかわる話なので、おっしゃるようなことはあるが、どこまで細かく書くかということが一つで、答申案では、一応26ページに「国、他の都道府県との連携」とまでは書いてあるが、その他の行政機関になる。

委員： そう、その他の行政機関。

会長： 現実に動くためには、いるのではないかというご指摘だろうと思う。主旨はとりあえず今のようなことでご確認いただいて、あとは表現のところはまた考えさせていただきたい。

委員： 都道府県しか書いていないので、ちょっと気になった。

会長： 国か都道府県。だから、国・都道府県・他の行政機関というほうがいいかなということになる。

委員： そのくらいの趣旨で記載頂ければ。

委員： 23ページの消費者行政の推進体制の部分の(2)のところの消費者行政の推進体制については、ここに書かれていることと財政的支援ということがあったと思うが、そのことがどこにも見あたらない。

「消費生活相談員の資質の向上と専門化を図るため、研修の体系化と体制の強化」について記載されているけれども、このあたりに財政的支援が入るかなと思うので、少し検討願いたい。

会長： いまご指摘の点は、この審議会でもけっこう意見があったところであるが、審議会でもどこまで言えるのだというような話もあったと思う。

委員： 25ページに書かれていることとは別により具体的にということか。

委員： 25ページの4の「消費生活条例」等の見直しのところで、「所要の財政的措置をはじめ」と書かれている。

委員： ただちょっと抽象的なので、どこにお金を使うのかわからないと言われれば、そのとおりである。

会長： 消費生活条例等の、「等」が入った。

委員： はい。ちょっとここが適切かどうかは別として。

会長： だからこの構造は、23ページのほうは、県立消費生活センターということに限定して書いてある。25ページのほうは、もうちょっと広めに消費生活行政にかかわるところについて財政強化だという言い方なので、受け方としては、4のほうが広いという話だが、あまり目立たずにさらさらと書いてある。

委員： そう受け取れば、目立たなさすぎるのではないかというご指摘、ご意見。

委員： 県立消費生活センターの機能を強化しようと思ったら、土日にもやはりセンターを開こうとする。それを現実的にやっっていこうと思ったら、やはり予算がないと困難だとすごく思うので、やはりこの消費生活センターのなかの機能強化の部分で、財政強化を特にしてほしいという意見を私自身は持っている。そういう部分での意見が、ほかの方からも確かにあったと記憶している。

会長： 財政の話で、強化しないといけないというご意見がいろいろ出されたのは、相談のシステムのところだったと記憶している。相談のシステムに関して、県立消費生活センターを外すわけにはいかないということであり、内容は、相談員の資質の向上と研修の強化だけになっているので、それでは非常に弱いというか、問題が違うのではないかという話だと。

委員： 必要な処置において積極的なというような、ちょっと強い言葉があるといいと思う。

委員： たとえば、「消費生活条例等の見直し」というところで、消費生活条例を改正するとともに、消費生活センター等を条例の実効体制を強化し、そのために所要の財政的処置をはじめ、必要な処置についても配慮されることを強く要望する、という一文をちょっと入れるといいのではないか。条例を改正し、その条例の実効化対策として、消費生活センターが重要な役割を果たすのだというような主旨をで入れたらどうか。

会長： 「改正するとともに」のあとに、その実施のためにということか。

委員： そういうこと。

会長： 実施を実効的にならしめるためにということで。あと、財政措置と必要な措置が強く要望するというふうに入っているので、まあ、意味は通っているということである。

他にご意見があれば、もしあればということで、よろしく願います。

委員： この滋賀の答申を読んだし、それから京都市の答申も、大阪府なども読んだけれども、大阪も京都もこの滋賀も含めて、表現的にも、あるいは文言的にもそう変わらないと思うので、全体的には賛成している。

あと、この審議会が答申を出すときに、数値で示されていることがないので、次の審議会と比較対象して、数値での進捗率などを見るのに、どういうところをチェックするのかというのがちょっと心配である。これは、運用とか施策で推進していくのだと思うけれども。

それともう一つは、以前、新聞記事のなかで、全国ではじめてかと言われていた、悪質商法を防衛するためのステップとなる。そんな記事が載っていたけれども、それも運用とか施策のところ、推進していくのかという心配をしている。

それと、文言的に、6ページの「社会福祉団体等の諸団体」とか、その下にも「社会福祉団体等の諸団体」とか、「等の諸団体」というのが入っているけれども、これは、日本語がいけないのではないか。あるいは、後ろの「諸団体」はいらぬのではないか。いろいろな政府の白書などを見てみると、2度「諸団体」は、いらぬと思う。

会長： 最後のところは、正確にいうとおっしゃるとおりで、「等」で切ったら、団体は前に入っているので、主旨は入っているということになる。

委員： 検討してはどうか。

会長： 慣用的には「等の諸団体」というのは、わりあい言っていたということであった。

数値で示されるものについては、審議会の答申書の出し方によって、資料類を説明として現につける場合もある。だから、たとえば10年間にこれだけ数値が変化したというようなことは、数値データを見ればわかるというやり方もある。この答申だと、相談件数が増えたとかというのは、年次的に見て事態は深刻ですよということは示しやすい。

だから、おっしゃるのは、条例をつくって、つくったことの効果はどこまで出たのかという、いわゆる行政評価の話になるのではないかとことだと思ふ。それはけっこう重要な話「ですので」というか、「ですが」というかは難しいが、たぶん県政全体、行政全体で大きな課題というのは、当然、消費生活行政においてもそうだとことになってくるので、答申で書くか書かないかにかかわらず、必要なことなのだという話になる。

したがって、書くかどうかというのは、いままでの議論では直接審議していないので、表現としてはどこに入れるかを含めて書きにくいところであり、今回の答申ではちょっとご容赦いただければと思うが、進め方としては非常に重要なご意見である。

事務局： 今回の答申で、「消費者行政の推進体制」のなかに「消費者基本計画の策定」ということがあり、この基本計画の策定にあたっては、県民の政策コメント等の意見を反映させて透明性の確保を図る。加えて当審議会の関与によって検証や評価および監視という実効性を担保するという点については、この計画のなかで提言いただいていると考えている。

会長： 従来とは違う点は、計画をつくって、それにもとづき行政の推進が行われるはずである。だから、従来よりは進捗率等の判定もしやすいのではないかとことなので、数値等を挙げて評価というのは、また別個のものでやる。

委員： どういう数値を上げるかがひとつの問題なのだが、毎年の相談業務については、統計で件数がだんだん増加している。だから、これ以上、消費者被害を拡大させないという強い決意を持って、条例改正にも取り組み、今後1、2年のあいだにそういう被害を止められるようなものになるかどうかというのは、大きな課題であり、またその前段階で分析しようというのは、必要なことではないかと考える。

なお、20ページのところの、「消費生活条例」とあって、2段目に「4類型23項目を規定しているが」と書いてあるが、できれば用語解説か、注で、4類型ぐらいのことは書いておいたほうが親切ではないか。本文に入れてもいいと思うし、そのほうが非常に詳しい説明になるのではないかと思う。

会長： 4類型くらいは本文に入れておいたほうがいだろう。やはり、こういう4類型、その他の規定として、というのが書いてあるといい。

まだまだ話せばたくさん出そうだが、とりあえずご指摘いただいたことを文言的に、最終的に修正させていただいてという先ほどのご確認で、取り扱いたいと思っている。

委員： ワーキンググループの3名の委員の方に、県民生活課の成果指標について、県から示していただきたい。その評価が妥当なのか、作った当時の方から何人も聞かれたことがある。ここは数字で成果を表すことになじまない。今回の審議とは直接関係ないけれども、ワーキングの委員の先生方に聞いていただいて、今後の施策でその数字等を使った資料そのものが妥当性はあるのかどうかについては、内部の方が見直しをされて作っておられるので、その点だけお願いしたい。

会長： よろしいか。それでは、文言修正をさせていただいて、また、ご確認いただき、基本的にその線で答申を出させていたいただきたいと思うので、ご了承のほどよろしくをお願いしたい。

会長： では、2つ目の議題の条例の見直し検討項目の概要だが、審議会に報告しないといけないとずっと考えていたのが、今日になった。

議題2

消費生活条例見直し検討項目(案)について (事務局説明)

会長： 答申案で議論されたことが、条例の改正にこういうふうには反映されているという項目、こういう説明の仕方になっている。それは言い換えると、従来あった条例の見直しの重要な項目そのものであるということであり、内容については、いま説明のあったとおりである。

ただ、条例ということになると、「目的」からはじまって構造的にものごとが順序よく書かれている必要があるが、そこまでちょっと準備をさせていただく余裕がなかったということもあり、答申で書かれたこの点は、こういうふうには反映するというようにご理解いただければと思う。

条例については、骨子案ができた段階で、再度審議会は開催させていただくということになるかと思うので、今日のところは、改正のポイントについておおまかにご理解いただいて、その上で、もしご意見があれば、と思う。

委員： 「環境への配慮」、第7条のほうだが、平成3年に改正されたときに作られた規定ということであり、「省資源、省エネルギー」という言葉が、その頃の時代には出てきていた。

これからの消費生活になると、だいたいエネルギーとか、ライフスタイルの転換という分までくると思うので、それに向けて消費者に対応する役割というのは変わってくると思うので、この「環境への配慮」、第7条の事項を見直した方がいいと思う。

会長： いまのご意見にもあったように、たとえば答申で書かれていることで、条例に反映していないものがあるのではないかということは、まだつぶさに検討していない。従来の条文を前提にして、修正する項目はこうだというのが、今日のご説明である。だから、多分ていねいに見ていけば、もっといろいろあるだろうが、ワーキンググループの前回の議論は、第1条の「目的」のところほとんど時間を費やして、法律のほうの第1条の文言が理解しにくいということから始まって、非常に細かい議論でほとんど先に進んでいない。全体としてはバランスのよい検討がいると考えている。

環境というのは、考え方が変わっているというか、重点項目が変わっているのだから、従来の条文のままではよくないのではないかというのが、今のご意見。それはそのとおりである。このように、ぱっと見てみればわかると思うので、目についたことがあったら、ご意見いただければ。

私が気になったのは、「県の推進体制」で県の役割、事業者のあとに、事業者団体のあとに等々が従来とは構造が少し変わってくる可能性があるから、ちょっと県の役割とか、一番最初から表現上気をつけていかないといけないのかなとか思う。だから、いちいち条例の論理的な組み立てをしっかりとっていないと、部分だけの

対応では進まない部分があるのではないかと考えている。
もし、何かこの点でお気づきの点があれば。

委員： 条例を見直す主旨というのが、ここに書いてあるように、基本理念の第2条のところで、「自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する」という、これができることが条例に盛り込まれるということが、骨組みだという理解でよいのだろうか。

会長： なぜ今の時期にこの審議会を開いたのか。それは、以前つくられた条例が、当時は先進的なものであったにせよ、消費生活にかかる問題の関係では対応しきれないことが出てくるであろうということである。

対応しきれない問題は、問題ごとに見れば、架空請求であるとか、振り込め詐欺であるとかという新手のもので出てくるけれども、それを構造として見た場合にはどうかということで、消費者に対して配慮しないといけないのは何かという一番大きいのは、消費者のとらえ方で、情報の格差であるというようなとらえ方をしたいと。それとの関係で、行政がかかわるといふ、かかわり方のほうも変化してくるであろうと。その意味が今言われたた自立の支援ということだと思ふ。

だから、消費者本来ということのとらえ方自体も、10年前の考え方とは変わってきている側面がある。国の法律もかかわる。それに対して、行政のあり方も変わっている。だから、その三位一体というのか、そのなかで、条例自体を変えないといけないということになってくるだろうと。

そうすると、先ほど説明のあった条文は、個別、断片、その部分、その部分についての考え方は示されたのだけれども、全体像がうまいことまだ整理できているかということ、そこはまだなのではないかということである。

委員： 県、行政の提示が、いま、この時代どういうふうになるべきなのか、企業はどのようになるべきなのかという枠組みがあって、個別、条文を見直すという作業になれば、全体が非常にわかりやすい。

答申はそれに基づいて作られているので、その答申にもとづいて拾っていかれた1個ずつは、だいたい瑕疵はないものだけれども、大枠に沿って条文にする手順が正しいのであろう。そういう枠を提示していただけないと、考えづらいということ。

会長： 前から問題になっていた、プレーヤーがどういうふうに関係するんだという、そのイメージになる。だから、それが全体で共有されたほうが、これは理解しやすい、位置づけが理解しやすいということ。今日出されたことは、絶対間違いではあり得ないので、それはそうだろうということである。

だから、条例の骨子のほうをはっきりしないといけないということになれば、ワーキンググループの話になって、またそちらの作業が必要だと。

事務局： 日程だが、今回は、審議会の答申の案ということで概ね決めていただいて、答申をいただいたあと、県のほうでは、ワーキンググループで作っていただいた条例改正、こういうところを特に重点的に見直していくというものをいただく予定をしている。

これによって、将来的にどういう部分を見直していくのか。具体的なことを、できるだけ盛り込むということで取り組みをさせていただきたいと考えている。

県では、県民政策コメントという制度を作っているのので、県民政策コメントを実施した後に、次の審議会のときに、最終的にこうなりますという形でお示しさせていただけるかと考えている。

通常、条例案を、庁内調整して議会で説明して、県民政策コメントをとると、やはり2カ月から3カ月かかるというのが、現状の姿なので、その点を含めて、これからさらに審議いただければ、大変ありがたいと考えている。

また、もしご意見があれば、参考にさせていただき、原案をつくった段階では、県庁各課が関係してくるので、そういうことも視野に入れながら、計画も含めて進めていきたい。

会長： 条例という形、答申との改正に一番文言的に対応する改正部分はこうですよというような状況の説明で、この条例の骨子そのものにはまだなっていないというふうにご理解いただいて、それは、できるだけ早めにお出しするように頑張っていますのでということになる。

今日のところの説明としては、そういうことでよろしいか。さきの委員のご意見に代表されるように、じつは中身にわたって変化しているところをどう反映させるかという問題、ちょっと重要なのが残っていると思うけれども、それは検討のうえ、また審議会で発表させていただきたいと思う。

スケジュール的には、先ほどの答申については7月の始めには、原案策定のうえ答申をしたいというふう

に、事務局とも相談しているので、多分、そのようになるだろうということである。

条例については、今後の予定があれば説明いただきたい。

事務局： 7月に答申をいただいて、それから庁内調整をすれば、おそらく8月くらいに原案ができるのではないかという気がしている。そうした段階を経て、早ければ8月か9月頃には、県民政策コメントという形で、皆様にお示ししながらご意見をいただいて、最終の条例案を作っていくと考えている。

議会は、事務的には9月だと思っていたけれども、タイミング的には12月になるかという認識をしている。そういった意味では条例案を見ていただきながら、場合によっては計画の話が、いまの条例が通るという前提になるけれども、早く計画をつくっていかなくてはいけないかと思っている。

会長： 今の説明で、当初は9月ということも考えていたけれども、現在の進捗でいくと無理かと。そうすると12月議会の上程ということで、それがぎりぎりの可能性ではないかと。または遅くなるということになる。

したがって、条例については、ある程度固まった段階で、審議会を開いて討議いただくということになるのではないかと予想されるけれども、その節はよろしく願いたい。

今日のところの議論としては、以上の話でよろしいか。何か特にご注文とかご意見とかということがあれば承っていきたく思う。

大きな議題としては、2つ終了したということにさせていただきたいが、もし何か意見がありましたら。

委員： いまの話だと、かなりハードな日程になると思うので、見直しをするということは、先ほどの会長からの話にあったように、枠組みに基づいてということだと思うので、どういうところに基づいてここを変えたかということ、現条例と見直しの内容と何故かということをつけていただくと、説明の時間も非常に減るし、こちらもありやすいので、そういうフォームをつくっていただけないかと考えるが、そういうことは無理なのか。

会長： できればいいという感じである。

委員： それがないければ外の枠組みで、たぶん議会で、委員会にご報告されるときにこの資料があったら説明はしやすいと。

会長： 主旨は私も大賛成で、従来の消費者行政の考え方がおおまかにこう変わりましたという図が入るのが一番いい。図があって、あと細かい項目で主なところがどこが変わりましたという話で、環境のとらえ方について、環境施策については重点はこう変わりました。それから不正取引についてはこう変わりました。それから、相談の対応の仕方についてはこう変わりましたというような話が項目で示されれば。

あとの細かい表現は、法制局とかいろんなところから注文がつくと思うので、それについては、ここで異論はないから、それはそれで任せておけばいいので。おおまかな部分がどこか見えやすく説明ができるかという、けっこう難しい話だが、そういうところがポイントかなと思う。

委員： 先ほども言ったように、事業者団体は何の業界なのかとか、審議しやすいし、たぶん説明もしやすいし、将来の作業も非常にやりやすいのではないかと思う。

会長： そういうふうの説明できるところと、しにくいところが多分ある話なので、そのへんは若干割り引いて考えていただいたほうがいいのかと思うが、できるだけ、そういうふうを目指していただければ。

それでは、議題2つ、予定していなかったこの時期の審議会を開催させていただいて、答申の最終案の確認ができたということで、あと、微調整をしていただきたいと思っている。

最後に、事務局のほうから連絡があったら願います。

事務局： 今後答申をいただき、条例改正等の作業を本格的に進めていく。

次回の審議会は、今のところ、10月か11月頃に開催し、条例案等説明させていただくことになるかと思う。

会長： それでは、これで本日の審議会を終了させていただく。